

佐賀県農業改良資金未収金回収業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と□□□□株式会社（以下「乙」という。）は、佐賀県農業改良資金未収金回収業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託する業務）

第1条 甲は、乙に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第173条の2の規定に基づき、佐賀県農業改良資金の未収債権のうち、甲が指定する債権について回収の業務を委託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結日から令和10(2028)年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、委託業務によって収納した金額の100分の25に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。なお、1円未満の端数は、これを切り捨てる。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、その一部を委託することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託事務処理の検査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法243の2第8項に基づき、委託に係る収納の業務について随時検査を行うことができるものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理に関し、調査をし、又は状況報告を徴することができるものとする。

（毎月の完了報告書の提出）

第9条 乙は、債務者、連帯債務者及び連帯保証人から収納した受託債権に係る情報を一か月毎にとりまとめた報告書（以下、「完了報告書」という。）を、翌月10日（ただし、10日が甲の閉庁日の場合は翌開庁日）までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は、完了報告書の提出を受けた場合には、速やかに確認し、検査を行うものとする。甲が3営業日以内に異議を述べない場合、検収されたものとする。
- 3 乙は、甲より適切でない旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、毎四半期（6月、9月、12月、3月）経過後、甲に対して第3条に定める委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙からの正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払いを遅延した場合は、当該年度の政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(業務の中止)

第11条 甲は、委託業務について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、乙に対し書面にて申し出るものとする。この場合、乙は速やかに委託業務を中止するものとする。なお、この時までには収納された委託業務に係る金員並びに委託料等の支払い等に係る事項については、なお、本契約の定めに従うものとするほか、本契約の定めにより難しい事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 乙は、委託業務を取りやめる必要が生じた場合は、甲に対し書面にて申し出るものとする。この場合の取扱いについては、前項の定めに従うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 偽りその他不正の行為によりこの契約の相手方となったとき

イ この契約のための選考に参加する者に必要な資格要件を満たさなくなったとき

ウ 委託業務の実施に必要な資格要件を満たさなくなったとき

エ この契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

オ この契約の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ この契約の適正かつ確実な実施を確保するため甲が必要と認めた、必要な措置をとるべきことの指示に違反したとき

キ 前号に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

- (2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが

判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 乙又はその職員その他の委託業務に従事する者が、この契約の規定に違反して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

2 前項の規定により甲が契約を解除したときは、乙に生じた損害について、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

3 甲は、契約締結の翌年度以降において本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。なお、このために乙に損害が生じた場合は、甲乙協議のうえ賠償額を定めるものとする。

（法令等の遵守義務）

第 13 条 乙は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等（ガイドラインを含む。）を遵守するとともに、これら法令上一切の責任を負うものとする。

2 乙は業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持等）

第 15 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するにあたり個人情報を取り扱う場合は、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策の実施）

第 16 条 乙は、この契約による業務の実施に当たっては、別記 2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保存等)

第 17 条 乙は、委託業務に関する証拠書類及び帳簿を完結の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 乙は、委託期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、次のとおりとする。

(1) 法令により保管が義務付けられている書類を除き、甲から提供のあった書類、資料はすべて甲に返却し、かつ、乙が作成した資料もすべて甲へ引き渡すものとする。なお、法令により保管が義務付けられている書類については、その定められた保存期間経過後は、切断、溶解その他確実な処分方法により廃棄しなければならない。

(2) 法令により保管が義務付けられている記録を除き、本契約に関し乙が記録した電磁的記録については、情報を完全に消去し、復元できない状態にしなければならない。

(3) 甲の指示に従い、委託業務に関する書類を委託者に引き継がなければならない。

(費用の負担)

第 18 条 この契約の履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

2 乙は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者等から徴収してはならない。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関し紛争が生じた場合、本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協力義務)

第 20 条 甲及び乙は、委託業務の実施に当たり、円滑にその目的を達成するために相互に協力するものとする。

(協議)

第 21 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県農林水産部
生産者支援課長

乙 ○○
□□□□株式会社
代表取締役 △△